

## 第二章 都市計画

### 第一節 北海道の植民地選定と開発

明治五年九月、開拓使では北海道土地売賃規則及び地所規則を制定して、開拓に当たつての土地取り扱いを定めた。その後、何度も改正して明治十九年二月、北海道庁が設置されると内陸部の入植開拓に本腰が入れられ、六月、閣令第一六号をもつて北海道土地払下規則を定めた。道庁では本道植民の基礎として正確な地図を必要とし、植民に適する土地の選定をし、図面に明記する事業を始めた。

時の長官岩村通俊は北海道の地積、地勢、土壌や水害、交通運輸などを調査するように掘理事官に命じ、五カ年間に調査を終了させることとして道庁五等技師内田澯、技手十河定道の二名が、十九年八月下旬から調査を開始したのである。

(前略) 明治十九年澯殖民地撰定主任ノ命ヲ奉シ其八月下旬ヲ以テ十河定道君ト共ニ初メテ此調査ニ著手ス 時已ニ秋晚ニ際シ僅ニ石狩国空知、夕張ノ二郡胆振国千歳、勇払ノ原野ヲ跋渉シ積雪ノ為メ十二月ニ至リ帰庁ス 而シテ当局者ハ此業ノ最緊要ナルヲ覺リ明治二十年更ニ柳本通義、福原鉄之輔二君及助手二人ヲ増シ澯等ヲ合セテ六人ト為シ三組ニ分チ石狩川沿岸ノ原野ヲ跋渉シ悉ク其調査ヲ了ス 越テ二十一年ニ至リ大挙シテ全道原野ヲ調了スルコトニ議ヲ決セラレ更ニ調査員ヲ増シ十二組トス 是ヨリ先キ福原鉄之輔君ハ室蘭郡長ニ転任シ澯及柳本通義君調査監督トナリ天塩、十勝ノ二国ヲ跋渉シ明治二十二年ニ至リ猶前年ノ業ヲ継続シ釧路、根室、北見、後志ノ諸国原野ヲ測定ス 是ニ於

### 第二章 都市計画

テ全道原野全ク調査ヲ結了ス 即チ耕耘牧畜ニ適スル者凡ソ式拾八億六千六百六拾万余坪ヲ撰定セリ 而シテ年ヲ閱スル殆ント四年財ヲ耗スル凡ソ三万余坪トス 然レドモ此調査ヲ了シタルハ全道中屈指ノ大原野ノミニシテ之レヲ内地ニ例スレハ武蔵野ノ原宮城ノ原ノ如シ 故ニ小原野ノ各地ニ散在スル者尚多々ニシテ北海道原野ノ面積決シテ此数ニ止ラサルハ勿論ナリ

北海道内部原野ハ樹木鬱蒼荊棘繁茂又ハ沼泥地低湿地等ニシテ行クニ路ナク宿スルニ家ナシ 此間ヲ調査センニハ先ツ糧食ヲ負ヒ刀鋸ヲ携ヘ旧土人ヲ嚮導トシ荊榛ヲ披テ際ヲ通シ天幕ヲ張り雨露ヲ凌キ或ハ劊木舟ヲ造テ河川ニ遡ル等其困難名状ス可ラス殊ニ草木鬱生シテ人ヨリモ長ク咫尺弁セサルトキハ喬木ニ攀チ巉巖ニ上リ漸ク原野ノ大勢ヲ一瞥シテ之レモ方向ヲ定ムル等危険ヲ冒ス亦少シトセス 而シテ測量ニ着手スルニ方リテハ先ツ巨木ヲ倒シ棒莽ヲ刈初メテ測器ヲ使用シ土地ノ遠近高低ヲ測ラサル可ラス 是レ多クノ時日ヲ要スルモ尚精細ノ調査ヲ欠ク所以ナリ 其一例ヲ挙クレハ明治二十年福原鉄之輔君ハ石狩国上川郡原野ノ調査ニ着手シ殆ント半ケ年ヲ費シテ漸ク結了セリ 蓋シ當時荊棘地ニ満チ道路未タ通セス其札幌ヲ発スルヤ劊木舟ニ頼テ石狩川ヲ遡リ神居古潭ヨリ舟ヲ捨テ徒行シ九日ヲ経テ漸ク上川ニ達スルヲ得タリ 爾來僅々四年今ヤ陸ニハ車馬道アリ川ニハ汽船アリ滝川、岩見沢間ノ鉄道亦將サニ竣工ヲ告ントス 當時狐兔熊熊ノ窟今ヤ変シテ永山村トナリ、旭川村トナリ車馬絡繹雞犬ノ声相和シ札幌ヨリ上川迄一日ニシテ達スル難キニ非ス 今日上川原野ニ至ルトキハ人ヲシテ其調査ニ半年ヲ費シタルヲ怪シマシム 夕張原野ノ如キ空知、美唄「トック」原野ノ如キ何レモ人民殖シ土地開ケ復タ二三年前ノ觀ニ非ス 故ニ石狩国原野現今ノ景況ハ此報文ニ記スル所ト全ク其趣キヲ異ニスル者ト知ル可シ(以下略)

空知太「ヲトエボツケ」間原野  
地理

石狩川ノ左岸空知太ヨリ「ヲトエボツケ」川ニ至ルノ間東南ハ空知ノ連山屏立シ西北ハ石狩川ヲ境シテ雨竜原野ニ対ス 其長サ兩川ノ間六里余ニシテ山河ノ距離或ハ一里或ハ全ク相接スル所アリ

面積

壹千四百七拾四万坪

樹林及草原

右ハ農業適当ノ地ナリ

土 性

本地ハ土質最モ農耕ニ適ス中ニ或ハ少許ノ泥炭質アリ又タ壤土ノ充分ナラサルアリト雖ドモ概シテ言ヘハ上層一尺許ノ壤土ヲ有シ中層灰白色粘土ニシテ下層ハ砂礫ナリ或ハ中下ノ兩層土砂相混スルアリテ同一ナラス

植 物

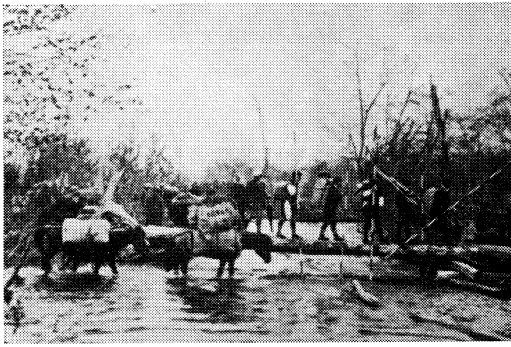
(略) (註、自然編生物章植物の項に記載)

排 水

樹下ハ少シク湿気ヲ帶ブルト雖ドモ之レカ伐木ヲ施サハ溝渠ノ設ケサルモ自然ニ排水スルヲ得ヘシ或ハ草原中少シク乾燥ニ過クルノ地アリト雖トモ左ニ川ヲ廻シ右ニ山ヲ擁スレハ用水自在実ニ排水ニ灌溉ニ農事上ニ便益ヲ与フル僅少ナラサルナリ

運 輸

空知川ヨリ上川郡「チュッペツ」ニ至ル新道開鑿モ將ニ其過半ヲ成



測 量 隊



石狩原野殖民地撰定概図のうち

就シ明治二十二年ヲ期シテ必ス全通スベシト云 而シテ同川ヨリ市来知ニ至ルノ間未タ新道開ケスト雖トモ早晚必ス此線路ヲ延長シテ鐵道ト連絡スルニ至ラシ 果シテ該道成就セハ纏<sup>ちん</sup>ニ二日ヲ費サスシテ市来知ノ鐵道ニ達シ札幌、小樽ニ往復スルヲ得ベシ又地勢石狩川ニ瀕スルヲ以テ舟楫ニ由テ石狩、札幌ニ向テ運搬スル自然ノ利アリ実ニ水陸兩ヲ便宜ト云フモ蓋シ不可ナカルベシ(以下略)

〔北海道殖民地撰定報文〕北大北方資料室蔵

明治二十年に石狩川沿岸をほぼ調査ができ、空知太・音江法華間は直ちに開墾可能地として二十一年に空知太屯田着手、翌二十二年には屯田兵屋が次々と建築されていった。

屯田兵村の番外地に当たる空知川沿岸から兵村までを道庁では市街地を想定して市街地宅地を貸下げることにしたが、願出が多く抽せんで決めるという状況であった。

官報 明治二十二年十一月十九日

新市街地貸下 北海道石狩国空知郡字空知太ニ新市街設置ノ計画アリシヨリ宅地トシテ払下ヲ願出ツル者ハ市街地割ノ地籍ヨリモ甚ダ夥多ナルヲ以テ北海道庁ニ於テハ同市街地ニ限り特ニ貸下心得ヲ定メ本月九日第四十九号ヲ以テ左ノ如ク告示セリ

管下石狩国空知郡字空知太市街見込地宅地トシテ払下願出タルモノ及今後願出ルモノハ左ノ通相心得空知夕張郡役所ニ願出可シ

第一条 貸下地ハ間口五間奥行二十七間ヲ一人一戸分トシ一人一戸分ヲ限り抽籤法ヲ以テ貸下ヘシ

第二条 抽籤ハ空知夕張郡役所ニ於テ施行ス其期日ハ二週間前同役所ニ於テ広告ス

但抽籤ノ際出願人ハ參觀隨意タルヘシ

第三条 当籤者ノ氏名及土地番号ハ空知夕張郡役所ニ於テ北海道毎日新聞ヲ以テ之ヲ広告ス

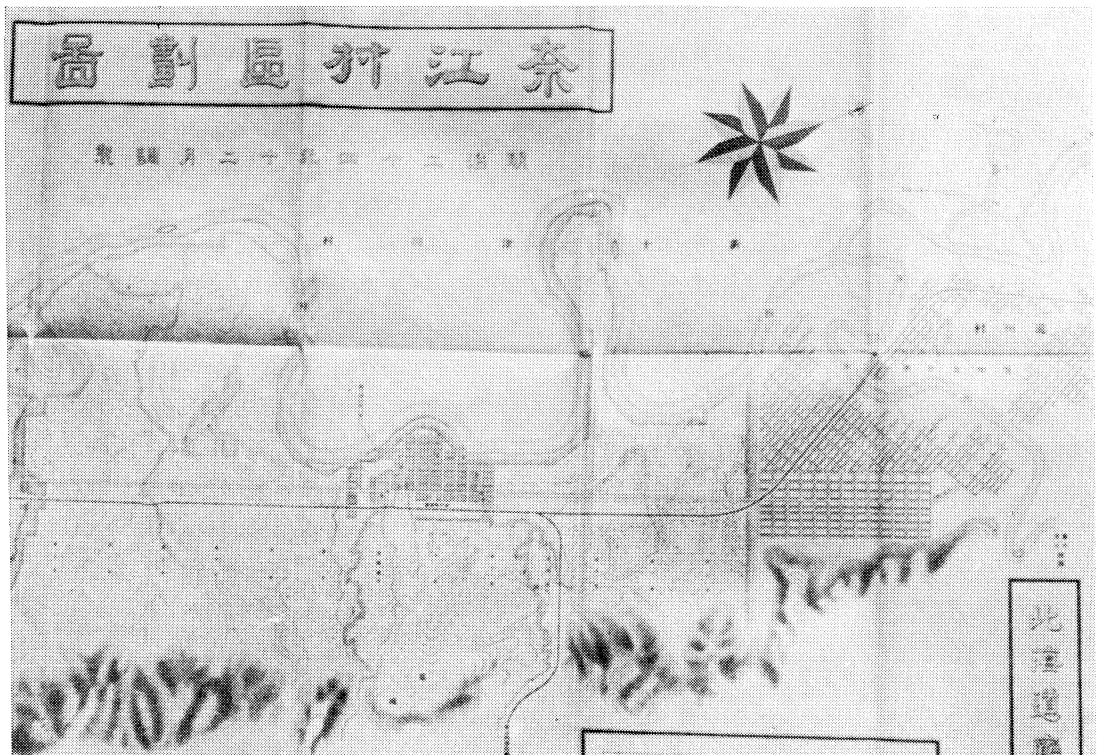
第四条 家屋ハ貸下指令ノ日ヨリ六箇月以内ニ建設スヘシ 但十一月ヨリ翌年四月ニ至ル六箇月ハ期限ニ算入セス

第五条 前条期限内ニ家屋ヲ建設セサルモノハ成規ニ據リ返納セシムヘシ

第六条 本地貸下ニ係ル細則ハ空知夕張郡長之ヲ定ム

ここにおいて道庁では空知太を一大都市とする計画をたて、明治二十三年空知太と奈江にわたり空知川沿岸に大区画割の測定を行い、翌二十四年はさらに小区画割をして空知太は一戸分二一六坪以内で総区画一、一二九区、奈江には一戸分一六〇坪以内として耕地

第二章 都市計画



奈江村区画圖 <北海道庁第9回勸業年報> 道立図書館蔵

宅地を合せて八〇七区を定めた。これに対して請願者は三万九千余人にのぼり、抽せんにより貸下げることになった。しかし貸下許可を受けた者は六月以内に家屋を建築することになっていたにもかかわらず、ほとんどの者は放置して急激な市街地形成とはならなかった。このため貸下地の没収が相当であったといわれる。

空知太市街地特別御貸下願

謹テ我々一同連署ヲ以テ奉懇願候 陳者去ル明治二二年其筋ニ於テ当空知太市街地御貸下之御沙汰有之候ニ付速ニ御割渡ニ相成コトト奉存 我々一同人ニ先立道路ノ困難運搬ノ不便ヲモ庄ワズ各自全家ヲ拳ケテ移住シ当分ノ見込ヲ以テ仮ニ高畑利宜所有地内ヲ借受細々営業能在 本年解雪ノ期ニ当テハ非常ノ水害ヲ蒙リシモ一心ニ市街割渡ノ御許可ヲ相待居候処 豈図ラザリキ市街ハ抽籤法ヲ以テ御貸下ノ事ニ相成嗚呼我々一同ノ失望筆紙ニ難尽 若シ不幸ニシテ当籤ニ掛ラザルトキハ二ヶ年以前移住シ困難ヲ忍ビタル甲斐ナク誠ニ遺憾ノ至リニ奉存候 先キニ三十名特別御貸下出願ノ際ニハ我等他出中ニテ最早願書進達ノ後ニ帰宅仕止ム事ヲ得ス 今日迄遷延仕候次第ニ有之何卒前情御察ノ上特別ノ御詮議ヲ以テ抽籤ノ御場所外ニ於テ別紙絵図面三ヶ所凡ソ何千坪我等一同へ御貸下被成下度然ル上ハ御規則等ヲ遵守シ速ニ成功可仕候ニ付願意御聞届被成下度一同連署ヲ以テ此段奉願上候也

明治二四年七月

新潟県越後國中蒲原郡新潟市西堀前通り四番町

十三番地 平民 当時石狩国空知郡滝川村空知

太高畑利宜地内寄留 泉 田 五 郎 次

石狩国札幌郡豊平村 平民 当時同国空知郡滝

川村字空知太高畑利宜地内寄留

竹 田 市郎左エ門

新潟県越後国古志郡芹川村 平民 当時石狩国

空知郡滝川村字空知太高畑利宜地内寄留

金 山 与 藏

同県同国古志郡寺泊町五百七番地 平民

当時石狩国空知郡滝川村字空知太高畑利宜地内寄留

小川 原 倉 吉

石狩国空知郡滝川村高畑利宜地内 平民

深 滝 富 太 郎

渡島国亀田郡大野村四十四番地 当時石狩国空知郡

滝川村字空知太高畑利宜地内寄留

吉 原 常 太 郎

後志国余市郡山道村番外地 平民 当時石狩国空知

郡滝川村字空知太高畑利宜方寄留

小 南 兔 角

石狩国樺戸郡月形村番外地 平民 当時石狩国空知

郡滝川村字空知太高畑利宜方寄留

芳 野 倉 太 郎

空知郡滝川村字空知太高畑利宜所有地内寄留

功 刀 彦 吉

石川県加賀国江沼郡大聖寺町番場拾七番地 当時

石狩国空知郡滝川村字空知太高畑利宜所有地寄留

樋 口 甚 平

北海道庁長官渡辺千秋殿

証 明 書

空知郡滝川村市街地ノ内今般抽籤御除地ノ分泉田五郎次外拾名ノ者特別御貸下出願セシ趣右之者共々ヲケル全ク式ヶ年以前自費移住ノ者ニシテ私有地内ヲ貸与シ現今居住罷在候者ニ相違無之此段証明仕候也

石狩国空知郡滝川村字空知太

高 畑 利 宜

明治二十四年七月十三日

滝川村外一村戸長 佐々木篤敬殿

その後二十七年三月—二十八年一月と市街予定地区域のほかに通貸下地区を定め、また市街予定地の変更も行うなどにより来住者がしだいに増えてきた。

北海道庁告示第二十一号

石狩国空知郡空知太市街子定地ノ区域ヲ変更シ其区域外ハ自今普通貸下地区  
ニ編入ス  
但該予定地ノ区域ハ北海道庁地理課札幌派出所及石狩国空知郡滝川村外一ヶ

村戸長役場ニ備付ノ地図ニ就テ閲覧スヘシ  
明治二十七年三月六日

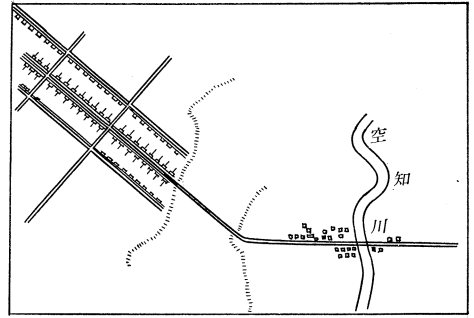
北海道庁長官 北垣 国道

空知野原聚落分佈圖



◁旧滝川市史478ページより作成▷

滝川市街草創図 明治22年8月  
 <高畑利宜記録>



明治二十七年四月二十八日、道庁では滝川村に地理課派出所を設置し、五月二十日から空知、雨竜、上川、樺戸四郡の土地事務の取り扱いをさせることになった。

明治三十年製版の空知原野聚落分布図にも滝川開村当時の一大都市計画による、市街宅地割がそのまま砂川市南空知太から滝川市の現国道三十八号線を

北限とする地域に人口一〇万を容する計画であったといわれる。

滝川の市街は屯田番外地として兵村生活の利便をはかるため、市街地開発を計画して商人を居住させ、日常生活の必要品の売買を始めたのが漸次発展したものである。

このような例としては札幌の山鼻や江別、旭川、湧別、野付牛(北見)などにもみられる。

## 第二節 地名・字名の由来

滝川の語源はアイヌ語のソーラプチ (Sorapuchi) を意識したものである。石狩川の支流中一番長い空知川のあるこの地方をソーラプチといい、空知川をソーラプチペツ (Sorapuchi-pet)、川口をソーラプチ

プツ (Sorapuchi-pet) の発音から、漢字にあてはめ空知太が地名となつて使われた。

空知川の水源地は二つあり、ひとつは「シイ空知川」といい、十勝岳の支峯で花釧路神徳岳(はなくしろかむいとぬぶり)から南へ約三十六キロメートル流れるものと、「ルーオマン空知川」といわれる胆振、日高の国境連山から北へ約二十八キロメートル流れてシイ空知川と落合で合流し、「トマムシャウン岳」の北麓に沿って流れ、約三十八キロメートルで盤の沢に至って右折している。その後激流となって「アシユペツヌプリ」の山脈に沿い約六十キロメートルほど流れ、諸川の合流により石狩川に注ぐ支流第一の川となっている。

この空知川の中流に一段差があり滝のあるところから、アイヌはソーラプチペツ(滝かかる川・滝の川)とよび「空知」や「空知太」の名が出たものである。

この滝について幕末の探検家松浦武四郎は石狩日誌にその絵がのせられていて、「魚の子ののぼるを見れば落つ滝もそのほどほどの位山かな」と歌っている。また下富良野線鉄道建設概要(旭川市立図書館蔵)に空知滝の説明文がある。

滝川起点二十五哩五十鎖(注約四一・二キロメートル)付近ニ在リ。高サ二十尺余、水煙深クコメ 其声轟々百雷ノ一時ニ落ツルガ如シ。盛夏ノ候巖頭ニ立テバ冷気頓ニ神ヲ襲ヒ壮快云フ可ラズ滝ハ左右ニ分ル。左ニ在ルモノハ弯曲シテ其形馬蹄ニ酷似ス。右ニ在ルモノハ其幅広ク奇岩、怪石其間ニ兀立シ数条ノ白布ヲ懸ルガ如シ。真ニ世界ノ怪爆ないやがらノ諸景ト謂フベク 而モ其幽邃遙ニ彼レニ優レルモノアリ若シ夫レ春暖ノ候兩岸ノ高峰、新緑青々絨緞ヲ以テ被ハル、ノ時、或ハ秋冷肌ニ迫リ、紅黄相点綴シテ、全岸錦繡ヲ装フノ時、或ハ冬期結氷幽カニ響キ 白雪皚々满目荒涼ノ間、一大玻璃柱燦トシテ朝暾ニ輝ク時

ノ如キ 其詩趣雄大崇高人ヲシテ自ラ俗界ヲ超脱セシムルニ足ル。

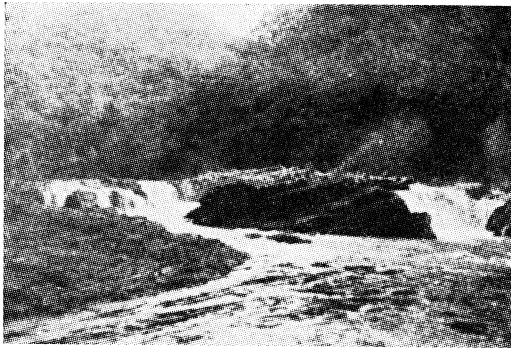
**空知太** この名の起こりは前述のとおりであるが、松浦武四郎が提言して明治二年八月十五日北海道の名、国及び郡の設置があつて正式に「空知」の字をあて、その後「空知川」や河口地域を「空知太」の字をもつて書かれ、よばれるようになった(注 行政章、行政区域の変遷節を参照のこと)。

**一の坂** 国道十二号線の滝川市街地北端にある坂を一の坂と名付けた。明治十九年上川道路の開さくに当たり樺戸集治監典獄安村治孝がこの工事責任者となり、多くの囚人を使い工事監督は看守長吉村彦九郎(のちに音江村に移住した。)で、ともに山口県出身で郷里の山口から萩の城下に至る間に「字一の坂」とよばれる坂があつたので、これにちなんで「一の坂」と命名したものである。

△滝川町発展史▽

**二の坂** 国道を北進するにつれ、またひとつの坂を発見したので一の坂に対し「二の坂」と命名したものである。

**熊穴坂** 上川道路の開さく中に大きな洞窟を発見し、熊の穴であったことがわかり、アイヌ地名のチブヤンウシ川を熊穴川、道路の坂を



空知滝  
(空知及び滝川の名の起こりとなつた滝)

熊穴坂とよばれ地名として明治時代の地図にあつた。

**須麻馬内** シュマオナイ(石川)のアイヌ語を漢字にあてたもので、須麻馬内・スママナイ・スマオナイなども書かれていたが、須麻馬内に落ち着いた。

**滝の川** 明治二十二年空知太屯田とよばれて家屋の建築ができ、兵村に中隊が置かれて滝川屯田と命名された。明治二十三年十月七日郡役所訓令号外によって、上川道路筋を「通何丁目」、東側を「東何丁目」西側を「西何丁目」とすることになった。

明治二十三年訓令号外十月七日 空知外一郡役所

石狩国空知郡滝川村へ左ノ字ヲ設ケタルニ付関係部内へ告示スヘシ

通、 屯丁目ヨリ 上川街道筋ヨリ左右

東、 屯丁目ヨリ 屯田兵屋予定地内

七丁目ニ至ル 上川街道筋東方屯田

西、 屯丁目ヨリ 兵屋予定地内

七丁目ニ至ル 全上西方

△布令明治二十三年、小樽図書館蔵▽

この呼称は今でも使われている。同二十六年十月、兵村地域には道庁告示によって字名がつけられた。

明治二十六年十月七日 告示第六七号

石狩国空知郡滝川村ニ左ノ字ヲ置ク

滝ノ川

西南滝川村一丁目ヨリ、西北石狩川ヲ界トス

東南上川道路中心ヨリ七六六間東北滝川村七丁目迄トス

ユーベオツ

西南字滝ノ川ヲ界トシ 西北石狩川ヲ界トス

東南上川道路中心ヨリ七六六間東北ユーベオツ川迄トス

江部乙 アイヌ語のユーベオツから江部乙になったもので、文献でこの地が出てくるのは、十勝日誌に松浦武四郎が安政五年二月二十六日に通過した記録がある。トックのセツカウシ宅に二泊した後、上川に向かうに川が氷で上れず滝川に渡って北に向かっている。

ここより向岸に渡り余一里 原を越ラウ子ナイ川小 ホンチポヤウシ  
小川廿七八丁 ホロチホヤウシ川 此辺樺柏木原に出る一里 ウリルン長き沼也  
 等越二里 丑の方に向ふユウベラツ川小 過て一里 シヌマウナイ小川十通て  
也 リイフル坂下りホロノタ岬出 爰にて船を呼向 ベツバラに越る(以下略)  
 明治二十六年十月の字名設置でも「ユーベオツ」で「エベオツ」ではなく、なぜ「江」を当てたかについては明らかでない。

しかし明治二十一年九月上川を視察した岩村通俊長官の同行北海道毎日新聞野中記者は「江部乙」「須磨馬内」などの地名を既に用いている。

幌 倉 現在は東滝川とよばれる地域を幌倉と称している。これはアイヌ語のポロ・クラ (Porokura) 「機弓を置く大きな川」という意味を持つ川の名から付けられたもので、赤平の滝川寄りにある。

赤平と滝川の境界にある川はポソ・クラ (Posokura) で「機弓を置く小さな川」に当たる。これにより赤平地区の空知川右岸の上の方から上幌倉・中幌倉となり、下幌倉と続いて滝川地区に入っているが、滝川では単に幌倉とよばれていた(注 第三編第一章第五節を参照のこと)。

地番設定 滝川の地番は屯田兵入地に当たり、明治二十二年に設定され、兵村にあっては東一丁目の東側から一番地とし、兵屋番号と地番が同じで四四〇番地までを付し、字名滝の川となって字滝の川何番地となった。

兵村以外の地は単に空知太又は番外地と称して地番の設定はなかったが、明治三十三年に至って小区画の宅地割も行い付番の体勢に入り、番外地広小路何丁目何番地とか空知太何番地のようにした。一方、江部乙については字ユーベオツの字名が屯田入地前年に告示されており、住居地番は四四一番地から始まっている。

### 第三節 滝川の市街計画

市街地の通り名 明治二十二年十一月に空知太市街設置の計画

のもとに、宅地の貸下げ告示により申込者が殺到して一大都市が展開されるものと思われたが、実際には放置されていて急激な人口集中とはならなかった。

しかし上川原野の開発進行につれ物資は悉く滝川を経て搬入されていたために、商況は栄んとなり序々にはあるが来住者が増え続けた。屯田兵司令部では兵村共有地の市街図を作成して市街化をはかることにしたのである。

江部乙屯田兵入地の明治二十七年には滝川、江部乙屯田八四〇戸に相当する番外地居住者が集まり、二十八年、二十九年に至っては屯田兵村人口よりも多い状況となった。

明治三十年に入って屯田共有地の南側に当たる市街地区も含めて道路には通り名をつけて位置を示すようになり、明治三十年命名といわれる市街地道路は明治三十三年一月に道庁告示があった。

北海道庁告示第一九号

石狩国空知郡滝川村市街予定地ニ左ノ字ヲ新設ス

但各字区域図ハ滝川村戸長役場ニ備置ク

明治三十三年一月二十日

北海道庁長官 男爵 園田安賢

東通 自一町目 至六町目

坂下通

本通 自一町目 至五町目

#### 第二章 都市計画

西通	自一町目 至二町目
仲通	自一町目 至二町目
茅通	自一町目 至二町目
筋違通	自一町目 至二町目
広小路通	自一町目 至十一町目
片畑通	自南一町目南二町目 至北一町目
新通	南一町目 自北一町目 至北二町目
明神通	自北一町目 至北四町目
材木通	自南一町目 至南六町目 自北一町目 至北五町目
楓通	自南一町目 至南六町目 自北一町目 至北五町目
空知通	自南一町目 至南六町目 自北一町目 至北五町目
菜花通	自南一町目 至南六町目 自北一町目 至北五町目
片通	自北一町目 至北四町目
蔵前通	自北一町目 至北四町目
荷揚通	自北一町目 至北三町目
西裡通	自北一町目 至北二町目

道路の命名に当たっては本通が国道筋の通りということであり、片畑通りはその当時片方が畑であるところから命名された。以下、明神通りは稲荷神社に面する通り。材木通りは材木を積み重ねてあった通り。楓通りは楓の木があった。空知通りは空知大橋の通り。菜花通りはその当時菜の花の盛りであったところから。筋違通りは斜の通りであるところから。蔵前通りは倉庫に面したところ。坂下通りは一の坂の下であり。東裡通り、西裡通りは本通りの東裏、西裏に通じる道路である。このほか石狩川の舟の着く波止場への新波止場通り。停車場への停車場通りのようにそれぞれ命名されたのである。

しかし明治三十一年上川鉄道の開通やこの年の大水害で市街は漸

空知郡滝川村屯田兵村共有市街図

屯田兵指令部 北海道同部 (北海道庁行政資料室蔵)





次衰微して明治年代の後半は火の消えたような状況であった。

大正二年、下富良野線の開通をみて序々に盛況を取戻し、市街化の傾向をみるようになった。

大正九年四月一日、全道的な道路認定により、滝川市街道路もそれぞれ認定されて、この通り名は長く市民に親しまれていたものである。

**字名・地番改正** 滝川町では昭和二十五年開基六十年記念事業のひとつとして、字名地番の改正が計画された。従来使われてきた通り名と地番は範囲が広く、農村地帯の滝の川地区は特に広く何番地と呼ばれてもよく分らない状態であり、市街地区についても廃道となった通りもあるなど不便であった。

昭和二十五年八月、町名、字名・地番改正委員会が設置され、審議の結果を答申し、二十七年五月三十日、町議会で議決を得て、昭和二十七年九月二十日をもって実施された。

昭和二十七年十月四日 北海道告示第一四八二号同年九月二十日施行の字名地番改正は次のとおりである。

△改称町名字名▽ 旧 字 名 (通称)

- 中島町 空知太の一部
- 空知町 空知太の一部 空知通南三、四、五丁目の一部
- 花月町 空知太の一部 空知通北一・南一・二丁目の一部・菜花通北一・南一丁目、片通北一・南一丁目、蔵前通北一丁目、荷揚通北一丁目、西裡通北一丁目
- 栄町 材木通北三丁目、楓通北三丁目の一部及三、四、五丁目、空知通北二丁目の一部及び三、四、五丁目、菜花通北二、三、四、五丁目、片通北二、三、四丁目、蔵前通北二、三丁目、荷揚通

北二、三丁目、西裡通北三丁目

空知通南三、四、五丁目の一部、楓通の一部、材木通の一部、明神通の一部、裡一号、二号の一部

空知通北一、二丁目、南一、二丁目の一部、楓通北三丁目の一部及び北一丁目南一、二丁目の一部、材木通北三丁目の一部、北一、二、南一、二丁目、明神通の一部、新通、裡一号の一部、裡二号の一部

本通一、二、三、四、五丁目の一部、西通、仲通、茅通、坂下通、広小路通、西裡の一部(末広町を含む)

本通一、二、三、四、五丁目の一部、東通、片畑通の一部、東裡の一部

片畑通の一部、東裡の一部

東裡の一部、滝の川東一丁目、坂下、幌倉の一部

西裡の一部、鉄橋通、新波止場通

一の坂、滝の川東二丁目の一部(東雲町の一部を含む)、通一丁目の一部、西一丁目の一部

朝日町 滝の川東一、二丁目の一部(東雲町の一部を含む) 通一、二丁目的一部分、西一、二丁目的一部分(旭ヶ丘を含む)

黄金町 滝の川東二、三丁目的一部分、通二、三丁目的一部分、西二、三丁目的一部分

二の坂町 滝の川東三、四丁目的一部分、通三、四丁目的一部分、西三、四丁目的一部分

泉町 滝の川西一、二、三丁目的一部分(滝泉台を含む)

南滝の川 滝の川東一、二、三、四丁目的一部分、幌倉の一部

北滝の川 滝の川東四丁目的一部分、東五、六、七、八丁目(開拓地を含む)、通四丁目的一部分、通五、六、七、八丁目、西三、四丁目的一部分、西五、六、七、八丁目

西滝川 上徳富(池の前)、滝の川西六丁目、出島、採草地

東滝川 幌倉の一部(種羊場、荒山を含む)

町名・字名の由来は次のとおりである。

中島町 石狩川・空知川の合流する空知太中島を包括する区域であるから

空知町 空知通・空知大橋に接し空知太を包括するから  
 花月町 菜花通りを中心とし、且つ望月川が流れるから  
 栄町 駅前通りの繁華街を包括し町繁栄のもととなるから  
 新町 球場・拘置所等あり町の新しい発展地であるから  
 明神町 明神通りとして過去の由緒ある地名であるから  
 本町 本通りに面しているから  
 大町 町役場その他官公庁があり町の中心なので  
 緑町 町の中心より外れ郊外的な緑に包まれた区域であるから  
 東町 町市街地の東部にあり且つ東裡の東を取り入れて  
 西町 町市街地の西部にあり且つ西裡の西を取り入れて  
 一の坂町 一の坂地帯であるから  
 朝日町 滝川化学旭ヶ丘住宅の旭を取り入れて（注 旭を朝日としたが、当初の案は「旭町」であった）  
 黄金町 黄金波打つ地であるから  
 二の坂町 二の坂にあるから  
 泉町 滝川化学、夕張製作所等あり、町発展の源泉であるから  
 南滝の川 滝の川の南部に位するから  
 西滝の川 滝の川の西部に位するから  
 北滝の川 滝の川の北部に位するから  
 東滝の川 滝の川の東部に位するから

今までの街路名である「通り」から地区名としたものに改正されたが改正後いくらか経たないうちに、市民の間から栄町何番地とか、何町何百何十番地といわれても、位置がわからないという声が起こり、同じ番地でも二〇〇軒以上もの戸数がある所があるなど、不便で再改正が望まれた。

**江部乙の市街** 江部乙屯田兵村にあっては兵村に物資を供給する一部の業者だけが屯田兵以外の者で、兵村の中心地に当たる本通りと十二丁目の交差点近くに住んでいた。

明治三十一年七月十五日、旭川までの鉄道が開通して江部乙駅が置かれるようになると、しだいに来住者も増してきたが、まだ当時は屯田兵制度下で兵村は厳しく、土地を払い下げることもなかった。ので市街として発展できない状況下にあった。

明治三十四年に江部乙駅が西十一丁目寄りにあった所が泥炭地で住宅地に適さないことから、西十二丁目の北側に移転され、駅前の利用があり、駅から西十二丁目と通り十二丁目がしだいに市街化の形態をみせ始めた。この年が江部乙屯田兵の現役満了の年に当たる。

このころにもまだ土地制度が厳しい状況にあり、自由に売買はできないため極端な開発はなかった。

明治三十九年十一月に至って屯田兵土地給与規則が廃止され、初めて屯田兵の土地所有権も確立すると、当然のように兵村内の移動が活発になり、転出入も増ししだいに市街化が進んだのである。

江部乙村の分村後にも急激な人口増もなく道路の造成はなかったのであるが、江部乙駅前の奥地に開設した榛谷<sup>はしかがひ</sup>医院は駅前から本通に向かう途中の湿地帯までを造成した通路をつくり、住民の便をはかり、さらに本通り寄りの地主から土地の提供を受け協力を得て湿地帯を埋めた道路ができた。兵村設置以来初めての新設道路となったこの道路は「ハンガイ通り」と称され、住民から感謝され名を残した駅前通りである。

江部乙地区にあっては昭和の初期まで新設道路の造成はなく、終戦後に至って多く造成が行われている。

昭和二十年以降に引揚者などの定住者が増加し、人口も八、〇〇〇

人を超え、二十三年には九、〇〇〇人、三十一年に一万人を上回るほどになると市街地区が広がり、住所も明確に示す必要が生じた。

昭和四十二年に市街地の住民で組織している町内会連合会（二九個町内会、八三世帯）では主要幹線道路の名称改正問題を協議した結果、次のとおり決定し、町道路建築物整備委員会でも了承して条丁目の名称を使うことになり、町広報「えべおつ」七月一日号に掲載して住民に周知させた。

- ① 十二丁目線を「中央通り」にして南北に条をつける
- ② 鈴木ガソリン店から鉄道官舎の方にかけて「南一条通り」
- ③ 磯江宅から寺島ジギスカン店の方にかけて「南二条通り」
- ④ その南側を「南三条通り」とし
- ⑤ 北は北誇ハイヤー会社から西野鉄工所までの公園通りを「北一条通り」
- ⑥ 先名はきもの店駅前間の駅前通り線を「北二条駅前通り線」
- ⑦ 江部乙砂利事務所から大林温泉浴場への線を「北三条通り」
- ⑧ 長沢うどん工場うらの井上宅横のたて道路を「北四条通り」
- ⑨ 農協資材センター、りんご集荷所通りを「北五条通り」

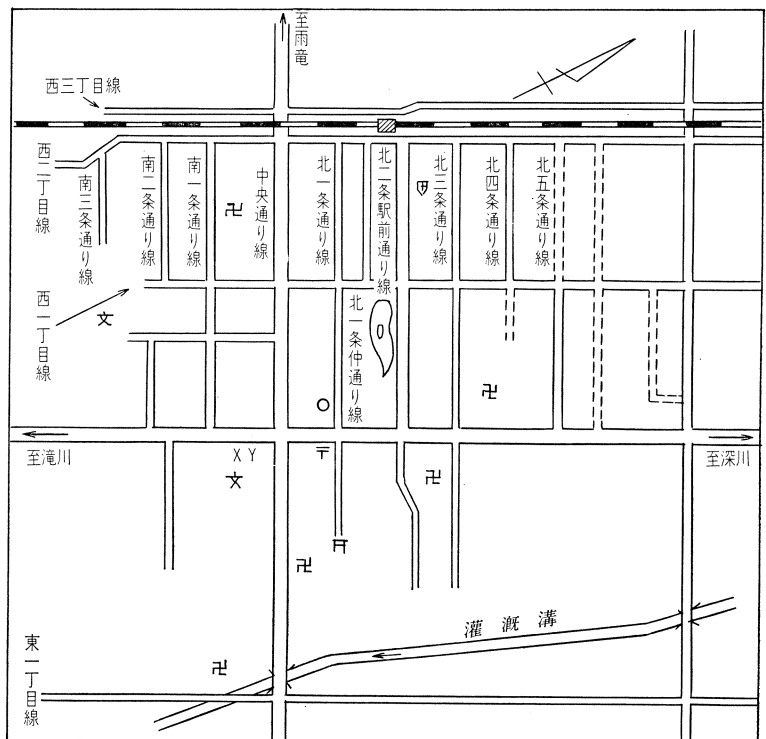
以下、町の市街地道路整備計画にしたがって南北に条の一連番号をつけることが将来のためにも最適であると決めた。

なお、横道路については国道を「本通り」、公園横通りまでを「西一丁目」、駅前西裏通り線までを「西二丁目」、鉄道西側線を「西三丁目」、国道の東側は「東一丁目」とすることになった。

これは新滝川市の住居表示制度まで使われたことになるが、通称名としては現在も残っているものである。

**住居表示制の実施** 滝川町では昭和二十七年九月以来、住所を表す何町何番地が使われてきたが、この番地が順序を追っている場

江部乙市街主要道路図



合は位置を示すにしてもわかりやすいことになるものの、実際には広い同番地に次々と住宅が建てられている例が多く、また隣り合った番地が桁数も違う飛番であることが珍らしくない滝川にあっては、住所を尋ねても分らないことがよくある。このことは日常生活に不便であるばかりでなく次の事柄に支障をきたしていた。

- 救急車・消防車・パトロールカー・医師などが、目的地に早く着けないうこと。

- 郵便・電報の配達に不便で遅れたり、間違って配達されること。

- 訪問者が住宅を捜すのに苦勞であり、まちの印象も悪くなること。
- 商店などの荷物の集配に無駄な労力や経費がかかること。

住所がわかりづらいというのは滝川市だけのことでなく、全国の市町村に共通する悩みであるところから、国では昭和三十七年五月十日「住居表示に関する法律」を制定して、新しい住居表示制度のもとに全部の建物に番号を付けることを奨励したのである。

しかし、この実施に当たっては相当の費用を要するところから、各市町村にあってもなかなか実行に移されない実情にあり、道内都市では検討を進めてはいるが、全国的には立ち遅れの状況にあった。

滝川市では昭和四十六年度に事務的な検討に入り、翌四十七年五月、住居表示審議会が設置され、将来の市の発展に適應できる新しい住居表示の方法について慎重に検討を重ね、四十八年十二月に至って中間答申が市長に提出された。この概要については次のとおり

### 一 住居表示の実施区域

道路網の完備した区域を実施することが望ましいため、現状市街化されている区域及び市街化が予想される区域とする。

その区域は、本町、大町、緑町、栄町、明神町、花月町、空知町、新町、一の坂町、朝日町、黄金町、東町の一部、西町の一部、泉町の一部、江部乙町の一部(市街地区)、東滝川の一部(市街地区)

### 二 住居表示の方式

住居表示の方式には道路方式と街区方式がある。滝川市における道路方式の検討に当たって、「条丁目」式での住居表示となるが、国道三十八号線、道々滝川浜益線をはさんで道路が斜めに交差して

おり、縦横に整然となつている道路の市街でないため困難である。このためその利点も加味した带状の丁目街区割をすることが望ましいということになった。法律第二条第一項の街区方式には

市町村の町または字の名称ならびに当該町または、字の区域を道路もしくは軌道の線路、その他の恒久的な施設または、河川、水路などによって区画した場合におけるその区画された地域(街区)につけられる符号(街区符号)および当該街区内における建物、その他の工作物につけられる住居表示のための番号(住居番号)とを用いて表示する方法をいう。

とある。

### 三 住居表示実施基準

①基準点 国道十二号線と国道三十八号線、道々滝川浜益線の交差点とする(拓銀支店前)。

②町名の定め方 町名はできる限り従来の名称に準拠し、町区の分割で新しい町名をつけるときは地域における歴史、伝統、文化のうえで由緒あるもの、親しみ深いもの、語調のよいものを選択する。

③町割り 原則として現町区を带状に丁目割とする。

④国道により町が分断している場合 一の坂町、朝日町などについては国道を境に「東・西」の名称と丁目をつけ「朝日町東何丁目」、「朝日町西何丁目」とする。

⑤住居表示のしかた 現町区に丁目をつけた新町名と街区符号、住居番号で表示する。

例 (町名) (街区)(住居)  
(符号)(番号)

滝川市〇〇町〇丁目〇番〇号

団地における住居表示  
滝川市〇〇町〇団地〇番〇〇

(棟番)(各戸の号)(番号)

⑥実施期間 五カ年次期間とする。

この中間答申による新住居表示の方式は、これまでの財産登記地番と住居表示が一致していたものを切り離して、新たに住居表示専用の地番を街区割りに整然とつけ直すというもので、財産登記の地番変更とはならないものである(注 町名変更となる)。

翌四十九年三月、住居表示実施の基本的な事項として答申され、この間、市議会総務常任委員会でも併行して審議され、三月定例市議会に提案議決を得て、四十九年度から五カ年の事業として実施に踏み切った。各年の実施は十月一日から行っている。

昭和四十九年の第一年次実施地区は住居の密集地区又は同番地内住宅が並ぶ朝日町西地区とした。朝日町西地区の一四二番地を例にとると枝番はあるとはいえず、改正時に二八七世帯もあり、特に新住居表示を必要とする地区であった。

昭和四十九年十月一日実施地区(第一年次)

(新町名)(街区符号)

栄町一丁目四〇一五番

〃 二丁目一〇一三番

〃 三丁目三〇一一番

〃 四丁目三〇九番

本町一丁目一〇七番

〃 二丁目一〇七番

〃 三丁目一〇七番

〃 四丁目一〇七番

(新町名)(街区符号)

本町五丁目一〇七番

〃 六丁目一〇五番

明神町一丁目二〇六番

〃 二丁目一〇八番

〃 三丁目一〇九番

〃 四丁目一〇〇番

朝日町西一丁目一〇九番

〃 西二丁目一〇九番

朝日町西三丁目一〇九番

昭和五十年十月一日実施地区(第二年次)

大町一丁目一〇八番

〃 二丁目一〇八番

〃 三丁目一〇八番

〃 四丁目一〇九番

〃 五丁目一〇九番

〃 六丁目一〇八番

新町一丁目一〇一〇番

〃 二丁目一〇一〇番

〃 三丁目一〇一〇番

〃 四丁目一〇一〇番

〃 五丁目一〇一〇番

〃 六丁目一〇一〇番

朝日町西四丁目一〇九番

昭和五十二年十月一日実施地区(第四年次)

緑町一丁目一〇七番

〃 二丁目一〇七番

〃 三丁目一〇七番

〃 四丁目一〇五番

〃 五丁目一〇六番

〃 六丁目一〇六番

〃 七丁目一〇七番

花月町一丁目一〇一三番

〃 二丁目一〇一三番

〃 三丁目一〇一三番

〃 四丁目一〇一三番

〃 五丁目一〇一三番

〃 六丁目一〇一三番

昭和五十一年十月一日実施地区(第三年次)

一の坂町東一丁目一〇七番

〃 東二丁目一〇七番

〃 東三丁目一〇四番

〃 西一丁目一〇八番

〃 西二丁目一〇六番

〃 西三丁目一〇九番

朝日町東一丁目一〇一六番

〃 東二丁目一〇一六番

〃 東三丁目一〇一六番

〃 西一丁目一〇一六番

〃 西二丁目一〇一六番

〃 西三丁目一〇一六番

西町一丁目一〇一六番

〃 二丁目一〇一六番

〃 三丁目一〇一六番

〃 四丁目一〇一六番

〃 五丁目一〇一六番

朝日町東四丁目一〇一六番

黄金町東一丁目一〇一六番

〃 東二丁目一〇一六番

〃 東三丁目一〇一六番

〃 東四丁目一〇一六番

〃 西一丁目一〇一七番

〃 西二丁目一〇一八番

〃 西三丁目一〇一八番

〃 西四丁目一〇一八番

西町六丁目一〇一七番

〃 七丁目一〇一七番

〃 八丁目一〇一七番

幸町一丁目一〇一八番

〃 二丁目一〇一八番

〃 三丁目一〇一八番

〃 四丁目一〇一八番

〃 五丁目一〇一八番

幸町三丁目一〜九番

〃 四丁目一〜五番

有明町一丁目一〜五番

〃 二丁目一〜七番

〃 三丁目一〜三番

〃 四丁目一〜五番

〃 五丁目一〜二番

〃 六丁目

昭和五十三年十月一日実施地区（第五年次）

東町一丁目一〜八番

〃 二丁目一〜八番

〃 三丁目一〜八番

〃 四丁目一〜八番

〃 五丁目一〜八番

〃 六丁目一〜八番

〃 七丁目一〜八番

〃 八丁目

東滝川一丁目一番

〃 二丁目一〜四番

〃 三丁目一〜四番

〃 四丁目

扇町一丁目一〜五番

〃 二丁目一〜二番

〃 三丁目一〜一四番

泉町一丁目一〜二一六番

〃 二丁目一〜一六番

（注）有明町扇町は旧西町、幸町は旧泉町である。）

江部乙町東一〇丁目九、一一、一三番

〃 東一丁目一、三、五、七、九番、一一〜一四番

〃 東二丁目一〜三、五、七、九

〃 東一三丁目 一番

〃 東一三丁目 一三番

江部乙町西一〇丁目一三番

〃 西一丁目一、三、五、七、九

〃 西一三丁目 四番

〃 西一三丁目一〜一四番

〃 西一三丁目一〜四番

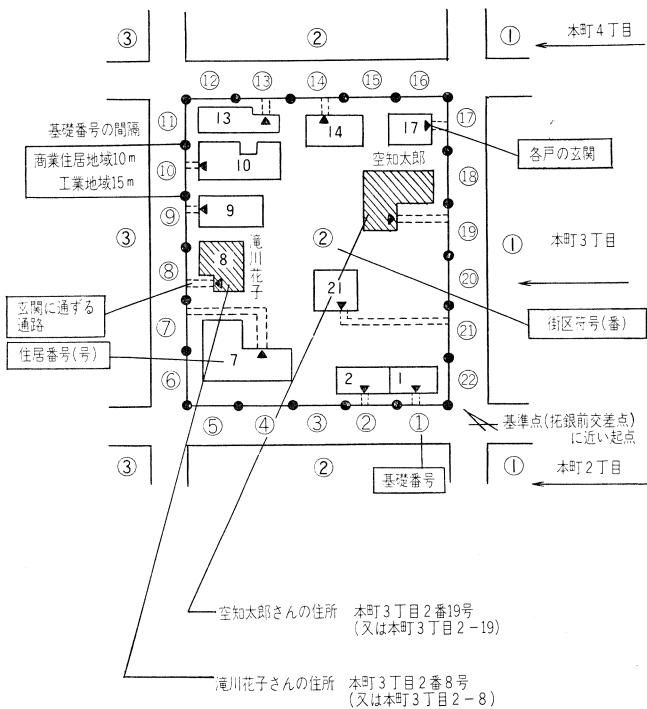
五カ年計画の住居表示実施も計画どおり終了したが、この間北滝の川地区の団地完成に伴う住区の拡大により、昭和五十三年十月十一日付第六年次実施地区として、二の坂町、北滝の川団地周辺の住居表示整備につき諮問があり、これを受けた審議会では検討の結果を五十四年五月八日答申した。同年六月十二日の市議会に提案議決により十月一日から新たな町の区域が設定されることになった。

二の坂町東一丁目から同東四丁目まで

二の坂町西一丁目から同西四丁目まで

第二章 都市計画

新しい住居番号のつけ方参考図



この町の設定により二の坂町においては一部未実施区域が残っており、滝の川町は旧北滝の川地域内の設定で東四丁目は東五丁目通り線が北滝の川地区との境界、西八丁目は西六丁目通り線を境界としている。

なお、「住宅番号」は左図のように起点(基準点に近い街区の角)から右まわりに一〇メートルごとに区切って①号、②号……というように住居番号の基礎となる番号(基礎番号)を図上で空地にもあらかじ

滝の川町東一丁目から同東四丁目まで  
滝の川町西一丁目から同西八丁目まで

めつけ、主な出入口に面した基礎番号がその建物の住宅番号としてある。さらに街区の四つ角に建物やポールを利用して、町名と街区符号を表す街区表示板を取り付け、住居表示には街区符号と住居番号の数を表した住居表示板を各家屋、建物の入口に取り付けていることで、住所位置は極めてわかりやすくなった。

新しい住居表示に伴い町名を変更された地区は、西町から有明町と扇町・泉町から幸町が分割されたが、この町名の由来は次のとおりである。

有明町 ありあけ 滝川の発展がこの地から始まったので、滝川の夜明けの意味であり、読みやすく親しみやすい。

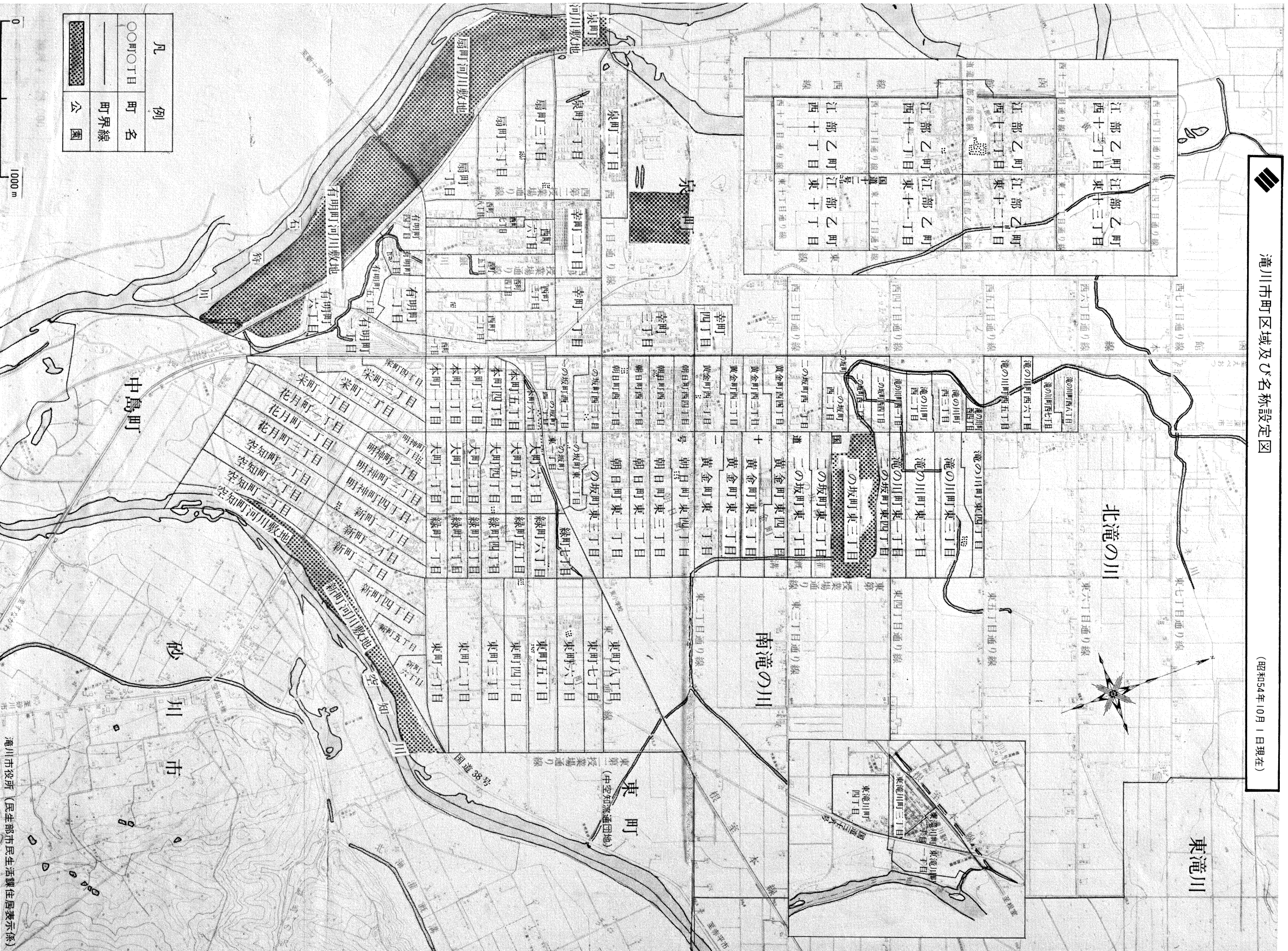
扇町 あしぎ 新町区域の地形が扇形であり、読みやすく親しみやすく語調もよく簡略である。

幸町 さいわい 幸な町で住民も幸せになるように、また読みやすく親しみやすく、語調もよく簡略である。



滝川市町区域及び名称設定図

(昭和54年10月1日現在)







日、委員を委嘱した。その後の委員も含め次のとおりである。

氏名	就任	退任	氏名	就任	退任
草浦 正己	昭五三	〃現在	小野寺 昇	昭二〇・三	昭六二〇
土井 恒隆	〃現在	〃現在	加藤 昭	昭二・六	昭三三七
西岡 重寿	〃現在	〃現在	小池 康浪	昭六・一	昭五三三
会曾川直久	〃現在	〃現在	齊木 敏雄	昭八・三	昭五九九
中島 広保	〃現在	〃現在	鎌田 馨	昭六・一	〃現在
早弓 房松	〃現在	〃現在	四柳 正志	〃現在	〃現在
金子 協平	〃現在	〃現在	所 利男	〃現在	昭五五七
日野田通正	〃現在	〃現在	山田 章一	昭五・八	〃現在
堀田 秀行	〃現在	〃現在	柿崎 武	昭三・八	〃現在
種田 良一	〃現在	〃現在	寺島周一郎	昭三・三	〃現在
遠藤 甲栄	〃現在	〃現在	安達 久人	昭六・一	〃現在
石黒 光成	〃現在	〃現在	喜多 清治	〃現在	〃現在
佐藤民治郎	〃現在	〃現在	古道 俊雄	昭八・五	〃現在
後藤 武	〃現在	〃現在			
渡辺 運蔵	〃現在	昭七・七			
松沢 寛	昭二〇・三	昭五三三			
坂口 末一	〃現在	昭五・七			

なお現在任者は昭和五十五年五月三十一日までの任期である。

#### 第四節 都市計画区域と整備

##### 都市計画と整備 昭和十八年十一月十一日内務省告示第六五八

号をもって滝川町は都市計画区域に決定された。住みやすく働きやすい町とする基盤の整備、生活環境をよくする公園・上下水道、学校など計画的に整備し、公共施設の適正配置に努めていくことにならるが、戦時の体勢下にあつてはほとんど事業らしいものもなく、また、終戦後においてもほとんど手を付けられない町勢にあつた。

昭和二十年の土木施工は金色川排水工事の完成をみているが、他は数件の道路、橋梁の修繕工事で終わっている。道路の復旧及び修繕工事計画を立てても労力の払底と予算面で十分な仕事にはならぬ実態であつた。したがつて二十一年には本通り四・五丁目境界道路の排水石垣工事一二七メートル、本通り一・二丁目、幌倉市街道路排水の素掘工事、二十二年も数件の道路、橋梁の修繕、排水工事に終わっている。しかし、この年町では将来の大都市建設を目ざし、現状から脱皮するため同年十一月三十一日「滝川町都市計画審議会」を設置して、あらゆる角度から都市計画の検討を行うことにした。

昭和二十三年に入つて小公園（児童公園）の整備に着手、野球場の設置計画の推進。二十四年には児童公園の竣工、滝川球場の完成、国道拓銀角から空知通り望月川までの側溝工事、筋違通り（本町）の区画整理計画の推進など積極的な都市計画事業の取組みがみられるようになった。

昭和二十五年には拓銀角から光暁寺に向う側溝工事、広小路通りから南の都市計画区域の建設省内申、町名字地名番改正委員会設置による検討。二十六年「総合都市計画並びに五カ年計画事業」の策定、市街地区街路事業の推進のための申請認定と都市計画推進体制の確立に努めた。

ここにおいて昭和二十六年七月十一日、かねて申請中の滝川町都市計画主要幹線街路網が建設省告示第七一四号をもって決定された。